

事務連絡

平成23年3月11日

各地方整備局 河川部
 水政課長 様
 河川管理課長 様
北海道開発局 建設部
 建設行政課長 様
 河川管理課長 様
沖縄総合事務局 開発建設部
 建設行政課長 様
 流域調整課長 様

国土交通省河川局水政課河川利用企画調整官

国土交通省河川局河川環境課企画専門官

「平成23年東北地方太平洋沖地震」によりライフラインとなる占用物件が被害を受けた場合の河川敷地占用許可等制度の運用について

平成23年3月11日に三陸沖を震源とする「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生し、東北地方を中心に大きな被害がもたらされたところである。この地震及びこれに伴って発生した津波等の影響により、河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条第1項の規定による許可を受けて設置されたライフラインが損傷し、その復旧のため必要な場合には、国民生活及び災害復旧・復興に支障を生じさせないという観点から、当面の間、当該許可受者等の要望に可能な限り迅速かつ柔軟に対応する等、占用許可等制度を適切に運用されたい。